

北海道文教大学特待生規程

(平成26年10月16日 則 第8号)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は北海道文教大学(以下「本学」という。)の入学者のうち、学業成績及びスポーツ等の分野において極めて優秀な成績を有する者で、尚且つ品行方正な学生を選考してこれを特待生とし、以て社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

(特待生の種類)

第2条 特待生の種類及び授業料免除額は次のとおりとする。

- (1) 入学試験特待生 授業料年額の半額免除
- (2) スポーツ特待生 授業料年額の全額免除

(特待生としての期間)

第3条 特待生としての期間は、最短修業年数を限度とする。ただし、1年毎に特待生としての適否を審査し、継続の可否を決定する。

2 前項の審査の結果、継続することが承認された入学試験特待生は、以降これを学業特待生と称する。

(特待生に係る予算等)

第4条 特待生に係る予算は、本学経常費をもって充てる。

2 この経常費の予算は、第13条に規定する所管部署が毎年度計上するものとする。

3 前項の予算額の範囲内で特待生の選考を行うものとする。

第2章 入学試験特待生

(入学試験特待生の選考)

第5条 入学試験特待生は、各学部学科の特待生を対象とした入学試験を受験した者のうちから、第6条に定める選考基準に従い、当該入試委員会で選考し、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

(入学試験特待生の選考基準)

第6条 入学試験特待生の選考基準は、原則として受験科目合計得点の70%を超えた者のうち、得点上位者より選考する。

(入学試験特待生の継続)

第7条 入学試験特待生の継続は、次の各号の基準を満たす者について、学生委員会が審査を行い、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

- (1) 原則として前年度の成績順位が、各学科、学年の上位15%以内に該当していること。
- (2) 学業特待生が特待生対象外となった場合、当該年度の成績が回復すれば再度、翌年度の学業特待生として認めることができる。

第3章 スポーツ特待生

(スポーツ特待生の選考)

第8条 スポーツ特待生は、本学の入学試験を合格した者のうちから、第9条に定める選考基準に従い、入試委員会で選考し、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

(スポーツ特待生の選考基準)

第9条 スポーツ特待生の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 所属する部活動の責任者、顧問等による推薦がなくてはならない。
- (2) スポーツ分野において全国トップレベルの実績を持ち、リーダーシップ、統率力を兼ね備え入学後、本学において競技等を継続することにより、本学の名声を高めることが期待される者

(スポーツ特待生の継続)

第10条 スポーツ特待生の継続は、毎期推薦書により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、教授会の意見を聴し、学長が決定する。

第4章 資格の取り消し

(特待生資格の取り消し)

第11条 特待生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、免除を停止し、その資格の喪失を決定することができる。

- (1) 休学・転学部・退学、又は除籍となったとき
- (2) 学則及び学生規程による懲戒処分を受けたとき
- (3) 学業成績が不良のとき
- (4) その他、特待生として適当でないと認められたとき

2 特待生の資格を失った者は、該当する授業料を納入しなければならない。

(重複支給の制限)

第12条 本制度の奨学金は、原則として本学の他の奨学金との重複支給は行わないものとする。

(所 管)

第13条 この規程の運用に必要な事務は次のとおりとする。

- (1) 入学試験特待生は入試広報部とする。
- (2) 2年次以降の学業特待生、スポーツ特待生は学務部とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 北海道文教大学特待生規程（平成20年11月13日則第2号）は廃止する。